

小学校教科担任制異校種期限付異動実施要領

（目的）

第1 本実施要領は、東京都教育委員会が行う小学校教科担任制異校種期限付異動について、対象校及び加配する中学校教員の決定等について定め、都内公立学校の高学年における教科担任制を実現及び推進することを目的とする。

（異動の概要）

第2 東京都教育委員会は、第1の目的を達成するため、原則、異動の年から3年間を期限として、中学校教員を小学校に異動させるものとする。

（実施校）

第3 小学校教科担任制異校種期限付異動により中学校教員を配置する小学校については、東京都教育委員会が決定する。

（対象教員）

第4 小学校教科担任制異校種期限付異動の対象教員は、東京都公立中学校の教員のうち、次の各号全てに該当する者とする。

- 1 当該異動日において、教諭又は主任教諭の職にある者
- 2 理科又は保健体育科の教員として都教育委員会に任用されている者
- 3 定期異動実施要綱第3の1に該当する者（ただし、同第3の2に該当する者を除く。）

（対象教員の選定方法）

第5 実施校を所管する区市町村教育委員会（各教育庁出張所を含む。以下同じ。）は、在籍する教員の中から候補者を選定し、東京都教育委員会に推薦する。

2 実施校を所管する区市町村教育委員会が、在籍する教員の中から候補者を選定できない場合は、当該区市町村教育委員会による小学校教科担任制異校種期限付異動教員公募により選定することができる。

（決定方法）

第6 小学校教科担任制異校種期限付異動は、当該年度の東京都区市町村立小・中・義務教育・特別支援学校教員の定期異動により決定する。

（配置）

第7 小学校教科担任制異校種期限付異動の対象者と決定された者について、校長の具申及び区市町村教育委員会の内申に基づき対象校に配置する。

2 小学校に配置されて3年経過後は、原則、小学校教科担任制異校種期限付異動前の学校又は同地区内他校に配置する。ただし、公募による期限付異動者は、公募により異動した先の地区の中学校に配置する。

（その他）

第8 その他、小学校教科担任制異校種期限付異動に関して必要な事項は別に定める。

付 則

（施行期日）

この実施要領は、令和6年9月1日から施行する。